

兵庫県医師国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査の自家診療について

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約をされた医療機関がPCR検査または抗原検査を自院で実施した場合に自家診療を認め療養の給付をいたします。

保険請求の給付対象について

行政検査の委託契約を締結している、または今後委託契約をする本組合に加入する医療機関からの新型コロナウイルス感染症に係る検査等費用。

自家診療が認められる費用

公費対象となっている検査等の部分のみ保険請求が可能です。

<PCR検査> SARS-CoV-2 核酸検出 および 微生物学的検査判断料

<抗原検査> SARS-CoV-2 抗原検出 および 免疫学的検査判断料

「公費番号28」の診療報酬明細書を作成し、兵庫県国保団体連合会へご提出ください。

対象となる検査期間

令和4年2月1日 ～ 令和4年4月30日

この期間に検査を実施した分が対象となります。

請求上のご注意

PCR検査または抗原検査費用と検査判断料の合計となります。

○基本診療料（初・再診料）や外来管理加算、処方箋料等は公費対象外のため請求があった場合は返戻となります。（修正のうえ、再請求をお願いします。）

○行政検査のため公費扱いとなり、自己負担はありません。

○新型コロナウイルス感染症の「治療」に係る自家診療による保険診療は、全て給付対象外です。

ご不明な点は兵庫県医師国保組合までお問い合わせください。

兵庫県医師国民健康保険組合

電話：078-321-0511 F A X：078-321-0518